

第4. 補助事業の実施状況について

(1) 水産業振興構造改善事業

沿岸漁業等の持続的な生産体制を構築に必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備及び衛生管理に対応した水産物供給体制の整備を推進するための事業です。
(旧沿岸漁業漁村振興構造改善事業)

水産物供給施設等整備事業

(単位:千円)

年度	事業内容	事業主体	地区	事業量	事業費
22	なし				

第5. 水産業制度資金について

(1) 北海道漁業近代化資金

漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として、昭和44年に創設された資金で、漁協等の金融機関が漁業者等に長期かつ低利の施設資金等を融資できるように利子補給を行う制度です。

資金種類 融資機関名	承認数	1号資金		2号資金	3号資金	4号資金	5号資金	6号資金	7号資金	合計
		20t以上	20t未満							
ひだか漁協	件数	0	9	3	1	1	0	0	0	14
	金額	0	40,550	6,970	470	16,000	0	0	0	63,990
日高中央漁協	件数	0	4	2	0		0	0	0	6
	金額	0	16,380	5,700	0		0	0	0	22,080
えりも漁協	件数	0	10	2	0		0	0	0	12
	金額	0	171,400	7,100	0		0	0	0	178,500
合計	件数	0	23	7	1	1	0	0	0	32
	金額	0	228,330	19,770	470	16,000	0	0	0	264,570

(H22.4~H23.3まで) (単位:千円)

(2) 北海道沿岸漁業改善資金

沿岸漁業者等が経営や生活の改善、青年漁業者の養成確保等を図ることを助長するため、道が国の補助を受けて造成した資金を、道が無利子で貸し付ける制度です。

資金種類	資金細目	事業内容	貸付額
貸付実績無し			

(H22.4~H23.3まで) (単位:千円)

(3) 漁業振興資金

経営基盤の脆弱な主として20トン未満の漁船を使用する沿岸漁業者又は新漁業生産システム構築実証化事業に参画する者に対し、低利な経営資金の融通を円滑にするため、道が融資機関(信漁連)に利子補給措置を講ずることにより、沿岸漁業者等の漁業経営の安定向上を図るための制度です。

融資機関	漁業種類	件数	金額
貸付実績無し			

(H22.4~H23.3まで) (単位:千円)